

市の救急医療体制

担当 医療課 ☎046(252)7295
☎046(252)7043

救急医療体制は、症状の重さによって次の一次〜三次救急に分けて対応します。適切な医療機関での受診にご協力ください。

◆一次救急

自力で来院でき、外来の治療だけで入院を必要としない軽度の患者について、かかりつけ医や休日急患センターが対応します。

◆二次救急

主に救急車で搬送され、入院を必要とする重症患者について、救急医療に必要な設備などを備えている

命に危険が及ぶような重症患者について、救命救急センターを持つ病院が対応します。

三次救急

命に危険が及ぶ重篤患者

二次救急

入院を必要とする重症患者

一次救急

入院を必要としない軽症患者

し、救急医療体制の維持が困難になります。

かかりつけ医を持つ

休日急患センターや救急病院では、基本的に応急処置の対応となります。普段から健康の相談ができる「かかりつけ医」を持ち、体調が悪くなったときは、診療時間内に診察を受けましょう。

座間市24時間健康電話相談のご利用を

また、かかりつけ医を利用することで、救急病院で診察を受ける軽症患者が減り、重症患者の救命活動にもつながります。

夜間の子どもの急な発熱など、病院に行くべきかどうかの判断に困る場合のために「座間市24時間健康電話相談」を開設しています。

この電話相談では、看護師などの有資格者が、看病の仕方や受診の目安などのアドバイスをを行います。電

国民年金任意加入制度

担当 国保年金課 ☎046(252)7035
☎046(252)7043

老齢年金を受け取るためには、原則120月(10年)以上の年金保険料納付期間(厚生年金加入期間や保険料免除期間などを含む)が必要ですが、60歳時点で年金保険料納付期間が120月に満たない場合は、65歳になるまで国民年金に任意加入し保険料を納めることで、120月を目指すことができます。さらに、65歳時点で120月に満たない場合には、70歳になるまで120月を上限として

国民年金に任意加入ができます(特例任意加入制度。昭和40年4月1日以前に生まれた方が対象)。また、60歳時点で既に120月を満たしている方も、65歳になるまで480月(40年)を上限として国民年金に任意加入し、受け取る年金の額を増やすことができます。この他にも、海外在住者向けの任意加入制度などもありま

話相談の他、ファクス・ウェブ相談も受け付けています。

○受付時間 24時間対応
○相談内容 健康に関する相談全般

○電話番号 ☎0120(867)860(発信者番号は「通知設定」で利用)

○ウェブ相談 ファミリーケア・ネットワーク(hit.p://familycare.sociotealth.co.jp)へアクセスし、6桁の番号に「867860」と入力

○手続き場所 市役所1階 国保年金課または厚木年金事務所

○手続きに必要なもの
●年金手帳
●預金通帳とその届出印(60歳以降の任意加入は原則口座振替)

○問い合わせ先 厚木年金事務所 国保年金課 ☎046(223)7171

木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396
☎046(252)3550

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、県建築士事務所協会による無料耐震相談会を開催します。なお、市では、耐震診断に関し電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○とき 9月29日(土) 午前9時30分〜午後4時 ※相談は約45分で時間予約制(申込順)。

○ところ 東地区文化センター1階第2集会室

○持ち物 受付後に市が送付した書類、確認申請など

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)

○耐震改修工事を実施する方 耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、現場立ち会い費用の2分の1(上限3万円)、一定の収入に満たない場合、市内施工者の場合は20万円加算

○相談会参加者への補助 相談会へ参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置の制度があります。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1(上限5万円)を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

危険物の排出方法

ガラス片や注射針などが誤って排出されたり、排出方法が守られなかったりすると、けがや感染の恐れがあります。また、スプレー缶やカセットボンベなどは発火しやすく危険性の高い物質が含まれており、中身を使い切らずに排出されると爆発の恐れがあり大変危険です。

ごみの収集や選別などの処理は機械ではなく、人による手作業のため、作業員は危険を伴った環境で処理を行っています。

危険物を排出する際には、表の通り排出区分・方法を守りましょう。ごみの分別や排出方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

品名	排出区分	排出方法
刃物、割れ物、ガラス片など(けがの恐れ)	燃えないごみ	新聞紙で包むなど触れても危なくないようにし、他のごみと分け、分かりやすいところに「危険物」と明記して排出
スプレー缶、カセットボンベ(爆発の恐れ)	燃えないごみ	必ず中身を使い切ってから排出
注射針、点滴の針など(感染の恐れ)	排出禁止	購入した医療機関などに相談

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616